

聖籠町訓令第一号

聖籠町事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町事務決裁規程の一部を改正する訓令

聖籠町事務決裁規程（昭和五十九年聖籠町訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第五号から第九号までの規定中「課長」を「事務管理監及び課長」に改め、同条第十号中「課長」を「事務管理監及び課長」に、「県内」を「内国」に改め、同条第十一号中「県外」を「外国」に、第五条課長共通専決事項の項第十二号中「県内」を「内国」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。